

「令和8年度「すけそうだら」「たら」「ほたて貝」及び「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てについて(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

意見概要	御意見に対する考え
<p>本案は、「すけそうだら」「たら」「ほたて貝」及び「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」について、令和8年度の輸入割当限度数量及び申請手続等を定めるものです。これらの品目は、貿易管理令に基づく輸入割当ての対象であり、経済産業省は水産物の10制度について、国内で実施している資源管理措置の補完などを目的とする制度と説明しています。〔パブリックコメント〕[1]</p> <p>しかし、制度の運用実態を見ると、輸入割当ては「国内漁業を守るための例外的な補完措置」ではなく、毎年度当然に維持される恒常的な輸入管理の仕組みになっています。実際に本案でも、「ほたて貝」は商社・需要者・漁業者・先着順に細かく枠が分かれ、合計5,720トンの割当てが設定され、「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」でも複数の割当方式が設けられ、追加申請は1申請者1回当たり10万米ドル以下とするなど、輸入を安定的に回すための制度設計が詳細に整えられています。こうした運用が常態化すれば、政策の重心が国内漁業の再建ではなく、輸入依存の円滑化へ傾くことを強く懸念します。</p> <p>1 本来、水産政策で優先されるべきなのは、輸入枠を毎年配分することではなく、国内の漁業者、加工業者、沿岸地域の生産基盤をどう維持し、どう回復させるかという点です。輸入割当制度を当然の前提として固定化することは、不漁、担い手不足、地域衰退といった国内の構造問題への対応を遅らせ、結果として食料安全保障をむしろ弱くするおそれがあります。資源管理の補完を掲げながら、実際には輸入依存の仕組みを精緻化し続けるのであれば、制度目的と運用実態の間にずれが生じます。〔経済産業省〕[2]</p> <p>このため、本案については、単に今年度分の割当数量や申請方式を定めるだけでなく、少なくとも、当該輸入割当てが国内漁業保護と資源管理の観点から本当に必要最小限にとどまっているのか、国内生産及び国内加工への影響をどのように検証しているのか、輸入依存を縮小する方向でどのような見直し方針を持っているのかを明確に示すべきです。国内漁業の衰退を輸入で埋める発想ではなく、国内漁業を再建して輸入依存を減らす発想へ転換すべきです。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>輸入割当制度は、我が国沿岸・沖合漁業の主要水産物を対象に、国内で実施している資源管理措置の補完等を目的として実施しています。水産政策に関しましては、水産庁において各種施策を講じております。輸入割当制度に関しましても水産庁と連携し実施をしているところ、引き続き適切な運用となるよう努めてまいります。</p>
<p>2 「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」については輸入割当てが米ドル建てであることから、ここ数年に亘る円安や海外の大幅な物価上昇を受け、同じ米ドル数の割当金額で輸入できる数量は年々減少してしまい必要数量の確保が難しく、会員企業から増枠の希望が寄せられている。また、さんま、貝柱等は当連合会会員企業にとって必要な枠であり、近年本枠の需要者割当使用希望が寄せられている現状である。以上のことから現状に則した対応（特に需要者割当の増枠）を切望致します。</p>	<p>御意見ありがとうございます。割当方式ごとの輸入割当限度数量につきましては、国内生産等に係る動向や見通しを踏まえ国内の資源管理及び需給に係る状況に見合うよう、品目を所管する水産庁と協議の上、決定しております。また、需要者割当ての各団体への配分数量は、公正に各団体に配分されるよう、過去の配分実績や通関実績を基に水産庁が決定しております。今後とも、水産庁と連携し、輸入割当制度を適切に運用してまいります。</p>
<p>3 全般的に</p> <p>・意見内容 輸出入事務全般に言える事であるが、法人番号のある事業者については申請・届出等の際に法人番号の提出を行わせるようにされたい（何らかの番号と法人番号の紐付きがあるのであればその番号の提出でもよいが。）。</p> <p>・理由 法人番号があれば行政（経済産業省だけでなく厚生労働省、国土交通省、財務省、地方公共団体、捜査機関他）においての能率向上が見込め、また公正性の向上も見込めるはずであるが、経済産業省貿易経済安全保障局は、いい加減に、頑ななまでに法人番号の利活用を行おうとしない姿勢（前身であった貿易経済協力局から継続してのもの。さすがにというべきか、銃器の輸出入に関しては法人番号の提出を行わせているが、それ以外ではほぼ無いであろう。不自然・不適切である。ICT時代の行政への親和性も低いと考えられるものである（法人番号の利用を頑ななまでに拒否する姿勢の部署が多い経済産業省がDXを提唱していたりするのは何なのだろうか？）。また、言ってしまうと、（法人番号の利活用が行われる場合と比べて）公安関係での安全性・確認可能性（確認機能）も幾分か低くなる事から国際社会の平和にとっても不都合である（狙ってそのようにしているのではないかと見れるのではないかと考えるくらいである。国民としては、経済産業省貿易経済安全保障局に対して疑念を持つ。局名に「安全保障」という語が入っているのは、日本国・日本国民・国際社会を愚弄・侮蔑しているのではないかと？）を改め、法人番号の利活用を積極的に行うようにされたい。</p> <p>輸出入関係事務においての法人番号の利活用があれば、各省庁他行政の能率は向上し、事務の公正性も向上し、日本国及び国際社会はより公正・安全になる事が期待出来るはずである。</p> <p>輸出入関係事務においての法人番号の利活用を積極的に行うようにされたい。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>今回の御意見は、行政全般に対するものですが、あくまで経済産業省貿易経済安全保障局が実施する輸出入事務全般に対する御意見として回答できる部分についてお答えいたします。</p> <p>御提案いただいた法人番号の記載では、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。</p> <p>今後、法人番号を把握することにより、審査で確認が必要となる情報が入手できるようになるのであれば、積極的に活用を検討して参ります。</p>